

## 静岡県告示第423号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定したので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により告示する。

令和元年12月13日

静岡県知事 川勝平太

### 1 形質変更時要届出区域

島田市身成字モジヤマ997番、同998番2、同998番3、同999番、同1000番1、同1000番2、同1010番、同1010番2、同1010番3、同1010番4、同1012番2、同1012番3、同1013番7、同1013番8、同1014番8、同1016番7、同1018番及び同1019番12の全部並びに同990番1、同993番1、同994番1、同995番1、同995番5、同996番2、同996番12、同998番、同1001番1、同1009番1、同1011番、同1011番2、同1012番1、同1013番1、同1014番1、同1014番7、同1014番9、同1015番1、同1016番1、同1017番1、同1019番1、同1019番11、同1023番1及び同1023番2の各一部（次の図に示す部分に限る。）

### 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、シマジン、シアン化合物、チオベンカルブ、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、チウラム、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン、ほう素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル及び有機りん化合物

### 3 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物及びほう素及びその化合物（「次の図」は省略し、その図面を静岡県庁及び中部健康福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）